## 感染症関連計画 改定スケジュール

山梨県感染症対策センター

## 感染症予防計画

【根拠】感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)第10条第1項の規定により<mark>国の基本指針に即して都道府県が定める計画</mark>

【内容】感染症全般にかかる発生予防・まん延防止対策、医療提供体制等の基本的考え方

新型インフルエンザ等感染症、新感染症等にかかる自宅療養生活支援等の基本的考え方及び確保病床等の数値目標

【スケジュール】令和5年度末改定

## 新型インフルエンザ等対策行動計画

【根拠】新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第1項の規定により<u>政府行動計画に基づき都道府県知事が定める計画</u>

【内容】新型インフルエンザ等感染症、新感染症等が発生した際の具体的な対策・手順等

【スケジュール】

当初令和5年度中に改定予定であったが、政府行動計画の改定案が令和6年6月に示される予定となったため、令和6年度中の改定とする。

